

臨床実践看護学教授候補者選考に係る基本方針について

1. 看護学分野における教育・研究・実践に優れた業績がある者
2. 臨床実践看護学領域のカリキュラム運用に関して、看護学部・医学部教員や病院等との連携・調整ができ、マネジメントができる者
3. 看護学研究科修士課程の臨床実践看護学領域において、修士論文の指導及び共通科目を担当できる者
4. 看護学研究科博士後期課程の高度実践看護学領域において、博士論文の指導及び共通科目を担当できる者
5. 看護学部教授会・看護学研究科委員会の一員として、看護学部の教員と連携・協働し、学部・研究科の運営に積極的に関われる者
6. 人格高潔であり、他の教職員のロールモデルとなって教育・研究指導のリーダーシップが取れる者